

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成25年10月18日

(平成24年度決算)

(警察本部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成25年10月18日(金曜日)

午前10時0分開議

午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第26号 平成24年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

委員長 松田三郎
副委員長 森浩二
委員 前川 收
委員 小杉 直
委員 岩中伸司
委員 小早川宗弘
委員 山口ゆたか
委員 増永慎一郎
委員 磯田 毅
委員 杉浦康治

欠席委員(1名)

委員 氷室雄一郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

本部長 西郷正実
警務部長 黒岩 操
生活安全部長 浦次省三
刑事部長 浦田 潔
交通部長 木庭 強
警備部長 吹原直也
首席監察官 吉長立志
参事官兼警務課長 福田泰三
参事官兼会計課長 牧野一矢
理事官兼総務課長 奥田隆久
理事官兼厚生課長 高木良一

参事官(地域) 木庭慶章

参事官兼生活安全企画課長 甲斐利美

参事官兼刑事企画課長 林 修一

参事官(組織犯罪対策) 緒方幸治

参事官兼交通企画課長 高山広行

参事官(運転免許) 川述正芳

理事官兼交通規制課長 安武秀則

理事官兼交通指導課長 東山茂継

参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

参事官(警衛) 穴井保生

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊藤敏明
会計課長 福島 裕

監査委員事務局職員出席者

局長 本田恵則
監査監 瀬戸浩一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野弘成
議事課課長補佐 小夏 香

午前10時0分開議

○松田三郎委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、警察本部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、まず最初、一度だけ立っていただきまして、どこで、どなたが説明なさっているのかわかるように、大変御面倒だとは思いますが、そのようにさせていただきたいと思っております。その後は、説明は着座のままで簡潔にお願いしたいと思います。

初めに、警察本部長から御挨拶をお願いいたします。

西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 おはようございます。

松田委員長初め皆様方には、平素から、警察行政各般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心から御礼を申し上げます。

県警では、現在「安全・安心くまもと」実現計画2012におきまして、安全、安心を体感できる犯罪抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つの基本目標を掲げて、各種治安対策を進めております。

安全、安心を体感できる犯罪抑止につきましては、9月末の刑法犯認知件数が9,456件、前年同期比でマイナス4.8%と減少をしております。このまま推移しますと、過去最高でありました平成15年の翌年から10年連続で減少する見込みとなっております。成果があらわれているところであります。

交通死傷事故の抑止に関しましては、9月末の死者数が56人と前年同期比で2人増加をしております。平成27年までに交通事故死者数を56人以下とする目標達成のため、対策を強化してまいります。

3つ目の県民生活を脅かす犯罪の検挙に関しましては、9月末の刑法犯検挙率は34%と前年よりやや低下をしておりますが、全国的な平均と比べまして5.5%高い状況でありまして、引き続き、県民生活を脅かす犯罪につきましては、徹底的に検挙をしますとともに、発生する全ての犯罪の捜査を丁寧に行ってまいります。

懸案となっております警察署の管轄区域の見直しについてであります。有識者で構成をいたしました警察署の管轄区域等を考える懇話会の意見書を踏まえまして、警察署再編計画案を策定して、先月まで1カ月間のパブ

リックコメントを実施いたしました。今後、県民の皆様方からいただきました御意見を考慮しまして、県民の安全と安心を確かなものにするような警察署再編計画を最終決定してまいります。

このほか、1週間後に迫りました第33回全国豊かな海づくり大会につきましては、式典を含めました全ての行事が安全かつ円滑に行われますよう、警衛、警備の事前対策を進めているところでございます。

県警察では、今後とも、県民の期待と信頼に応えるため、総力を挙げて、安全、安心な熊本を実現してまいりますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動への御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、平成24年度一般会計のうち警察関係の決算について御審議をお願いいたします。

警務部長から平成24年度中の決算概要などについて、会計課長から平成24年度歳入歳出決算などについて、それぞれ説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いいたします。

○黒岩警務部長 警務部長の黒岩でございます。

それでは、平成24年度の決算概要について御説明をいたします。

最初に、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち警察関係につきまして、措置状況を御報告いたします。

指摘事項につきましては、決算特別委員長報告の第4の1で各部局共通事項として上げられました「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共

有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」との御指摘でありました。

平成24年度末の警察本部の収入未済につきましては、放置違反金に係る未収金、交通事故等に係る損害賠償金の未収金、恩給の過払いに係る返納金の未収金、総額1,867万1,000円となっております。

収入未済の解消につきましては、未然防止及び早期回収に全庁的に取り組んでいるところでありますが、警察本部におきましても、定期的な電話や訪問による催促を継続的に行うとともに、所在不明者に対する調査を積極的に実施するなど、早期回収に取り組んでいるところでございます。

特に、放置違反金とその延滞金の未収金の解消につきましては、平成21年度から専従の徴収員として非常勤職員1人の雇用を継続し、滞納者に対する電話による催促を重点的に行い、収入未済の早期回収は無論、新規発生の未然防止に努めております。

また、電話による催促と連動した夜間や休日における訪問徴収のほか、法的措置に向けた預貯金調査を行い、平成24年度中は2件の滞納処分を実施するなど、徹底した徴収促進に努めてまいりました。その結果、収入未済件数、金額とも減少しており、一定の成果を出していると考えているところでございます。

そのほか、交通事故の損害賠償金や恩給の過払い金につきましても、債務者への定期的な催促を実施し、分割による徴収等も行ってまいります。

今後、引き続き収入未済の解消に取り組んでまいります。

続きまして、警察本部の平成24年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料1ページの平成24年度歳入歳出決算総括表により御説明をいた

します。

まず、歳入についてでございますが、予算現額35億908万3,000円に対しまして、調定額34億8,824万1,000円、収入済み額34億6,915万5,000円で、調定額に対する収入率は99.5%となっております。

不納欠損額は41万5,000円で、放置違反金が消滅時効となったものです。

また、収入未済額は、先ほど説明をいたしました1,867万1,000円であり、その主なものは、放置違反金、交通事故による交通情報板損壊の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますが、予算現額388億3,186万9,000円に対しまして、支出済み額380億6,318万3,000円で、執行率は98.0%となっております。

翌年度繰越額は6,255万6,000円で、その主なものは、交通安全施設整備におきまして、年度内に工事の契約ができず、翌年度に繰り越したものでございます。

また、不用額は7億613万円となっており、その主なものは、職員給与費等人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の平成24年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、会計課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○牧野会計課長 会計課長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

平成24年度決算資料の説明に先立ちまして、本年7月に行われました県監査委員による本年度の県警察本部への定期検査で御指摘を受けました3件につきまして、その内容と措置状況につきまして、まず報告をさせてい

たきます。

御指摘は、1つが、警察職員の交通法規違反についてでありまして、総務課に対しまして「平成24年度に、公務中に大幅な速度超過の交通法規違反が発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、具体的な交通法規違反防止対策を講じること。」との御指摘でございました。

次に、他の2つは、いずれも警察職員の交通事故についてでありまして、その1つが、捜査第二課に対しまして「平成24年度に、公用車による毀損額の大きい自損事故が2件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」

もう一つが、警備第一課に対しまして「平成24年度に、公務中に過失割合の高い人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」という御指摘でございました。

県警では、職員の交通違反及び交通事故の防止を重要な課題として認識しておりまして、平成24年3月に公用車交通事故防止総合プラン2012を策定しまして、組織を挙げて、職員の交通違反及び交通事故防止に取り組んでいるところでございます。

今回御指摘を受けました交通違反や交通事故防止に対する措置としましては、まず1つが、幹部による交通違反、事故防止に対する反復継続した指導、教養の実施、同乗者による速度監視、安全確認、車両誘導など運転者との連携の強化、幹部による出発前の交通違反、交通事故防止に対する注意喚起など、職員の交通安全意識の高揚及び交通違反、交通事故防止対策に努めているところでございます。

今後とも、全職員に対する各種施策を継続して行いまして、交通安全意識の高揚を図りますとともに、交通違反、交通事故の絶無に

万全を期してまいります。

引き続きまして、平成24年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の平成25年度決算特別委員会説明資料により御説明をいたします。

1ページ目の平成24年度歳入歳出決算総括表につきましては、ただいま警務部長から報告がなされましたので、私からは、2ページ以降の歳入に関する調べ及び歳出に関する調べに基づきまして、具体的に内容を御報告いたします。

なお、歳入に関する調べにおきましては、各項目ごとに処理件数などを、また、歳出に関する調べでは、1,000万円以上の不用額が出た内容などをそれぞれ備考欄に記載しておりますので、参照をしていただきたいというふうに思います。

それではまず、収入についてでございます。

収入の主なものとしましては、2ページから7ページの下から3段目にあります認知機能検査員講習手数料までの使用料及び手数料に関するものでございまして、収入全体のおよそ57%を占めております。中でも、3ページ上段、自動車運転免許証交付手数料が最も多く、使用料及び手数料全体のおよそ40%を占めております。使用料及び手数料に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページの下から2段目より8ページの下から2段目の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するものでございます。国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、8ページから9ページをごらんいただきたいというふうに思います。

8ページの一番下の段から9ページの下から3段目の財産売払収入までが財産収入に関するもので、財産収入に不納欠損額、収入未済額はございません。9ページ下から2段目の繰越金につきましても同様でございます。

9ページが一番下の段から12ページまでが諸収入に関するものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思えます。

10ページの上から2段目の延滞金と3段目の放置違反金に収入未済額がございますけれども、これは、備考欄に記載しておりますとおり、放置違反金に係る延滞金の未払いと放置違反金の未払いによるものでございます。また、放置違反金の不納欠損額41万5,000円につきましては、消滅時効によるものでございます。

次に、11ページが一番下の段をごらんいただきたいと思えます。

雑入の収入未済額1,375万6,000円につきましては、交通事故による交通情報板などの損壊に係る損害賠償金のほか、5件の交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金の未収金の合計金額となっております。

また、12ページの年度後返納の収入未済額121万8,000円につきましては、恩給の過払いに伴う未返納金でございます。

収入未済の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べで御説明をいたします。

引き続きまして、歳出についてでございます。

13ページから最終の16ページの最上段までが警察費でございます。

不用額の大きいものにつきまして御説明をいたします。

まず、13ページの下から2段目、警察本部費でございますけれども、不用額の主なものとしましては、職員給与費の執行残1億6,457万6,000円、退職手当の執行残1億2,679万1,000円がでございます。

不用額が生じた理由につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、各種手当の実績、あるいは退職者数が見込みより少なかったことなどでございます。

また、警察本部費で、翌年度への繰越額38万円がございまして、これにつきましても、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明をいたします。

次に、13ページが一番下の段、装備費に係る不用額でございますけれども、主なものとしましては、車両の燃料費、修繕など、維持管理に係る経費の執行残3,212万2,000円がでございます。この理由としましては、燃料の使用実績が見込みより少なかったこと、あるいは任意保険契約の入札におきまして、予定価格より安く落札をされたことなどによるものでございます。

続いて、14ページをごらんいただきたいと思えます。

最上段の警察施設費につきましては、庁舎等の保守委託や修繕など、警察施設の維持管理に係る経費の執行残3,602万5,000円がでございます。この理由としましては、各種施設の保守委託契約の入札におきまして、予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、その下段の運転免許費では、更新時講習経費の執行残が2,735万4,000円でございます。この理由としましては、更新時講習に使用する教材購入契約の入札におきまして、予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、15ページから16ページまでの警察活動費に係る不用額について御説明をいたします。

まず、一般警察運営費におきまして、警察活動旅費など警察活動基本経費の執行残2,896万8,000円、重要備品購入費の執行残1,311万6,000円、被留置者の食糧費及び診療費など留置管理に係る経費の執行残1,028万5,000円がでございます。この主な理由としましては、犯罪捜査活動に係る旅費の実績が見込みよりも少なかったこと、警察車両購入の契約及び被留置者食糧費の契約の入札におきま

て、予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、地域警察運営費で、駐在所家族報償費、通信指令システム回線料等の執行残1,248万円がでございます。この不用額が生じた主な理由としましては、単身の駐在所員が見込みより多くございまして、駐在所家族に対する協力報償金の実績が少なかったこと、あるいは通信指令システムに係る回線料値下げがあったことなどによるものでございます。

次に、交通警察運営費におきまして、信号機に係る電気料、修繕料及び保守委託料など、交通規制の管理に係る経費の執行残1,791万7,000円がでございます。この不用額が生じた主な理由としましては、信号機等の保守委託契約の入札におきまして、予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

最後に、交通安全施設費におきまして、信号機及び標識等の整備費の執行残1,385万4,000円がでございます。不用額が生じた主な理由としましては、くまもと臨空テクノパーク工事に伴う信号機等の整備に執行予定だった予算につきまして、テクノパークの工事のおくれにより、執行ができなかったことによるものでございます。

また、警察活動費では、翌年度への繰越額6,217万6,000円がでございますけれども、これにつきましては、附属資料の繰越事業調べにおきまして御説明をいたしたいというふうに思います。

16ページ中段以下の災害復旧費についてでございますけれども、九州北部豪雨災害に伴う警察施設及び交通安全施設の復旧費用でございます。

それでは、別にお配りしております平成25年度決算特別委員会附属資料をごらんいただきたいというふうに思います。

1ページをごらんいただきたいと思いま

す。

平成24年度繰越事業調べでございます。

上段の警察業務管理基本経費の38万円の繰り越しにつきましては、競技用ピストルの購入に当たりまして、本年1月に製造元であるドイツの輸出許可手続に関する法律が改正されまして、平成24年度内に輸出許可ができませんで、繰り越しをしたものでございます。

なお、当該ピストルにつきましては、去る10月4日に納品を完了しております。

次に、交通安全施設等整備費の補助事業及び単独事業につきましては、国の緊急経済対策事業として、平成24年度の12月補正予算及び2月補正予算において予算措置がされた関係で、設計、工事に時間を要しまして、年度内の工事完了ができず、繰り越しをしたものでございます。

なお、12月補正予算分の事業は本年8月に工事が完了しておりますけれども、2月補正予算分の事業は本年12月が工期となっておりますので、これに向けて現在工事を進めているところでございます。

次に、2ページから3ページをごらんいただきたいと思えます。

平成24年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますけれども、2ページの1、平成24年度歳入決算状況のとおりでございます。

放置違反金の延滞金20万7,000円、放置違反金349万円、また、雑収入としまして、交通事故による交通情報板等損壊に係る損害賠償金、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金、合わせて1,375万6,000円でございます。

さらに、過年度収入の年度後返納としまして、恩給の過払い金121万8,000円がありまして、その合計額は1,867万1,000円となっております。

雑入の収入未済で最も高額な案件でありま

す交通事故による交通情報板等損壊に係る損害賠償金1,323万7,000円につきましては、債務者が法人でございまして、債務会社の営業実態や代表者の所在等の調査を実施しておりますけれども、実態が確認できませんで、現在徴収ができない状況となっております。

この事故は、平成10年に発生したものでございますが、平成10年に支払い督促が確定し、平成17年に強制執行を行いました。徴収額は5,000円余りとどまっております。その後、民間調査機関による資産状況調査等を行ったほか、毎年1回以上、職員が債務会社の所在地である佐賀県に出張いたしまして、営業実態等の調査を実施しておりますが、実態が確認できないまま現在に至っているという状況でございます。

平成27年に時効が迫っておりますので、今後、回収の手がかりをつかむため、現地調査の継続はもちろん、できる限りの手を尽くして代表者の所在確認を行うなど、収入未済の解消に向けて取り組んでまいります。

その他の放置違反金を初めとする収入未済の解消につきましても、3ページの4にございますとおり、未収金対策のとおりでございますけれども、債務者に対する電話催促や休日、夜間の訪問徴収を継続的に行うなど、徹底した徴収促進に努めてまいりました。その結果、2ページの2にございます過去3年の推移のとおり、年々その額は減少しているところでございます。今後も、引き続き未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。

平成24年度不納欠損に関する調べでございます。

放置違反金の不納欠損で29件、41万5,000円がございまして、これは、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効によりまして、債権が消滅したために、不納欠損処分を行ったものでございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 今、最後のほうに説明いただいた交通事故による収入未済額の件で、この企業は佐賀県に存在をしないとというふうな報告でしたけれども、実際今その企業は事業は進めているわけですかね。

○安武交通規制課長 交通規制課でございますけれども、現在、ハイウェイキャリィという有限会社なんですけれども、佐賀県の、これは法人として登記だけはまだ残っているんですけれども、実態は、営業所あるいは保管場所関係はもう全くないということで、その登記場所については営業の実態はないという状況でございます。

○岩中伸司委員 こういうケースは非常に難しいと思うんですが、特に問題なのは、警察所管の問題だもんで、やっぱり何らかの方法がないと——努力をされているとは思いますが、今報告がありましたので。大方は理解をするんですけれども、こういうのがやっぱり許されていくということは、ちょっと県民にとっても大問題じゃないかというふうに思いますので、その辺、しっかり今後も継続して、請求か調査かわかりませんが、お願いをしたいと思います。

○安武交通規制課長 請求は法人にしかできないんですけれども、代表者、これについてもちょっと行方がわからない状況で、ただ、本人が全く支払いの意思がないわけですね。

ですから、そういうことで非常に——確かに法人にしか請求権がないというのがあるんですけども、現在は、毎年そういった、代表者がどこにいるかといった調査をやっておりますけれども、ちょっと実態がわからないという状況でございます、警察の捜査権を使えないものですから、警察、身内の問題ですから、そういったことで非常にもどかしいところあるんですけれども、そういった状況で、あと時効まで2年ほどございますので、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 警察としての捜査権が使えない状況で、非常に苦しい立場ですよ。強制執行やっても5,000円しか取れないというふうなことで、その責任者が明らかでないし、きちんとそういう納める思いが全くないようなので、そういうのはどうかならぬのかなというふうな思いをちょっとしたところですけれども、今いろいろ答弁いただきましたので、あと2年間しっかり頑張ってもらいたいと思います。

○松田三郎委員長 ちなみに、その強制執行して5,000円程度だったという物は何ですか、物は。

○安武交通規制課長 預金通帳を、これは金融機関別に請求しなければならぬということで、筑後銀行とか佐賀銀行のほうに4カ所取り扱いですかね、2行あるということですが、このときに、一応筑後銀行では、500万、500万ですね、500万、500万、500万、252万ということで請求額を行ったんですけども、佐賀銀行本庄支店に5,889円しかなかったということで、それだけ差し押さえているということでございます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 ちょっともう少し聞きたかですけども、その代表者が捕まれば、捕まればというか、ちゃんと連絡がとれれば、それは返してもらえる可能性というのはあるんですか。代表者の個人的な資産の中から払ってもらおうということは可能なんですか。

○安武交通規制課長 その代表者が、私が払いますということであれば対処できると思うんですけども、本人がもう払わないということであれば、請求権が法上ありませんので、代表者にはありませんので……。

○小早川宗弘委員 代表取締役であっても……。

○安武交通規制課長 法人にしか請求権がありませんので、代表者が払いますと言わない限りはちょっと難しいと思います。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 これは、説明資料の5ページ、歳入に関する調べの中で、上から4項目、高齢者講習手数料というところで、これは、ちょっとここに説明は書いてありますけれども、70歳以上の免許更新者に対する講習の受講手数料ですが、単価1時間につき2,350円から5,800円というのは、ちょっと高いなという気が私は個人的にしたんですが、一般的には全国的にこのような形ですかね、この手数料。

○川述参事官 参事官の川述です。

特に、熊本県だけが突出して高いというものではございません。

○岩中伸司委員 私もやがて70歳になつとすね、免許更新。これは、70歳以上はもうあ

んまり更新するなという意味も裏にあつとかなと思ひながら、1時間の講習でこれだけということですので、これは段階的にこう書いてありますが、この2,350円から5,800円という内訳というのは、どんな形になっているんですか。免許の種類によって違うんですかね。

○木庭交通部長 交通部長の木庭でございます。

詳細はちょっと今調べておりますけれども、高齢者講習というのは、御存じのとおり、指定自動車学校、こちらのほうに委託して行ってもらっておりますけれども、時間としては3時間です。単価は、お払いしていただくやつは6,000円余りだったと思うんですけれども。

高齢者講習の中にも講習予備検査ということで認知機能検査をする部分も含めてあります。それと3時間で、ですから約6,000円ぐらいになるんですかね、1人当たりの手数料としましてはですね。ただ、これにつきましては、実車の講習あたりもあります。3人一組の、実際に車に乗っていただいて、そういう講習。それと、いろんな器材を使います。そういった器材のいわゆる機器費とか、あるいは講習員の方も大体3人に1人の指導員がつきますので、そういった面での人件費とかありまして、確かに高いというお声は以前から全国的にもありましたけれども、そういうもともとの設備費、人件費、教材費、あるいは実車で講習費等を含めてこういった金額に、大体全国的に同じような金額になっております。

○岩中伸司委員 そうすると、この1時間につきというのは、これはこう書いてあるもんだけん、1時間なんか講習受けて私は5,800円払わなるとかなと思うところ、そうじゃなくて、もっと実際実技なんかも含め

て、それからいろんな調査も含めてこの金額になるということですよ。この1時間講習、私の認識はちょっと違つとったかなと思つたんですが、それはどうですか。

○木庭交通部長 70歳以上の方は、いわゆる認知機能検査というのは必要ありません。75歳以上だったらその分が必要であるとか、それと、原付の場合は実車が必要でないと、原付の場合は、原付だけで免許持っている方は実車の講習が必要でないということで安くなっております。そういうことからの単価でありますけれども、普通の免許を持っている方——普通自動車ですね、の方が更新されると、大体そういった実車講習も含めて6,000円余りという、ざっくりですけれども、というところでございます。

○岩中伸司委員 大体理解できましたが、70歳以上退職者、また10月から年金1%カットで、今回2.5%カットされていったり、年金生活者というのは、ずっと私の周りにたくさんいるんですが、聞いてみれば、そういう経済的なやつは、非常に豊かな顔をしとるけれども、厳しいというふうなことを言われるんですね。ですから、やっぱりいろんな意味で支えていくということであれば、これは、一番に私が見たのは、1時間で5,800円なら高いなというふうな感想を持ったもんだからですね。全国的にこういう形とすれば、特に75歳以上は認知症の検査、そういうやつも行うということですので、非常に大事なことだと思うんですね。若いつもりで乗つとつても全然違うことしよるけんですね、高齢者は。そういう意味では大事なことだというふうにこの講習は思いますので、できれば、この金額は下がった方がいいなという思いを伝えておきます。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 せっかくですから3点ほど。

16ページ、第1点目は、警察施設災害復旧費で不用額はほとんどありませんので、安心してとるわけですが、事業の概要で、九州北部豪雨災害に伴う警察施設の災害復旧費で2,500万余使ってあつてですが、この中身は、どういう中身でしたかな。

○牧野会計課長 この九州北部豪雨災害に伴う警察施設の災害復旧費につきましては、主として、阿蘇警察署の被災に伴いますところの施設の修理、修繕等に使用したものでございます。

○小杉直委員 私も現場は見にいて知ってるわけですが、この2,500万余で大体カバーできたでしょうかね。

○牧野会計課長 基本的には業務を再開できるまでに復旧をいたしております。

○小杉直委員 裏側に副署長の官舎があって、副署長が早目に署に出勤したことによって、副署長官舎がやられたときに命拾いしたという現状があるわけですが、この予算で大体カバーできたというならば安心します。

2点目、15ページ、警察活動費で、不用額の内訳で一般警察運営費の中に、1に、警察活動旅費等の執行残2,800万余となつてくるわけですが、この警察活動の旅費等の執行残というのは、毎回このくらい出るんですか、それとも大体ことは少し多目に出たでしょうかね。

○牧野会計課長 毎年の金額は特段確定したものはございませんけれども、執行残は、ほぼこのくらいの金額で出ているというふうなことでございます。

○小杉直委員 では、要望にかえますが、できるだけ執行残が警察活動旅費等にないように、取り組みを今後よろしくお願いしときます。

それから、3点目、13ページ、警察本部費で、不用額の内訳で、職員給与等の執行残、退職手当の執行残、それぞれ1億6,000万余、1億2,000万余ですが、これについてさつき説明のあつたかもしれませんが、私はちょっとよく覚えておらぬものですから、この執行残の理由は何だったのですかな。

○牧野会計課長 職員給与の不用額でございますけれども、特に多い項目としまして、休日の勤務手当が4,900万余り、それから夜間の勤務手当が3,094万円でございます。当初、予算を編成するに当たりましては、大体過年度の実績等を考慮して予算を組みますけれども、平成24年度につきましては、見込みよりも支給実績のほうが少なかったということで残を生じているところでございます。

○小杉直委員 節約するという意味と、財源対策といいますかね、そういう意味も含めての執行残かもしれませんが、できるだけしっかり使っていただくように要望して、終わります。

○岩中伸司委員 今の関連して、その2段目の退職手当のこの金額、執行残ですね。これは、先ほど退職者が見込みより少なかったという説明がございましたが、退職者が少なかったというのはどういう内容になるんですか。定年は……。

○牧野会計課長 退職手当でございますけれども、平成24年度は、見込みが130人でございました。これに対して確定しましたのが124人ということで、この差が、いわゆる執行

残として出てきているということでございます。

退職につきましては、定年退職等もございますけれども、その他希望退職等もございます。そういったところも含めたところで過年度の実績等も含めて見込みを立てますんですけれども、若干見込みよりも確定数が少なかったということで残を生じたところでございます。

○岩中伸司委員 それじゃあ、例年定年退職者数を見込んであるということじゃなくて、若年退職者も何%か入れて見込んであるということに理解していいですかね。

○牧野会計課長 そのように認識させていただいて結構かと思えます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

済みません、私からちょっと参考までに。

冒頭、警務部長の御説明の中に、指摘事項の中、総務課に関して、24年度中、公務中に大幅な速度超過の交通法規違反云々と。もしかすると、我々も素人でございますので、例えば被疑者を追跡するとか、何か違反者を追跡する、もちろんそういうときには、一定の法の例外なり、除外あるんでしょうけれども、この場合というのは、そんなに急がなくてもいいような公務中ということなんですかね。

○吉長首席監察官 首席監察官の吉長でございます。

委員長御指摘のとおり、これは、緊急走行等、もちろんそういう事案じゃありませんで、通常走行で多良木警察署に向かっていたわけでありまして、道が真っすぐな道路でありましたものから、うっかり速度超過をしたというのが実際のお話でございます。

○松田三郎委員長 同僚の方にとめられて発覚したからこうなったということですか。

○吉長首席監察官 署のスピード取り締まりにかかったというふうに聞いております。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○前川収委員 済みません、遅く来て説明も聞いてないのに質問するのは何かと思えますけれども、ちょっと気になっているのが交通安全施設、それぞれの地域の要望が非常に高く、私の地元でも、地元の地域の皆さんから、非常に交通事故多発地点における信号機の設置のお願い等々を、これはもういつも本当に年中、多分どの地域でもそうだと思いますけれども、いつもそういうお願いがあつておりまして、今ここに座って交通安全施設費をちょっと見ましたけれども、どうも不用が出ているのかなというふうに思いまして、執行残が出ているようですね、見れば。15ページ、警察活動費1,385万4,000円の執行残と。信号機、標識等整備費の執行残ということで、15ページの真ん中ぐらいに出ておりますが、足りないから困っているという状況の割には執行残が出ているのはなぜかなというふうに思いまして——誰か質問しました、このことを。

○松田三郎委員長 いや、まだです。

○安武交通規制課長 交通規制課でございます。

この執行残につきましては、テクノポリスですかね、この第二空港線のところに信号機をつけるということで予定しておりましたけれども、工事のほうがおくれておりまして、それで本年度ということになりましたので、昨年度は設置をしていないということでございまして、今年度設置予定でございます。

○前川収委員 その現場の状況がどの程度の時期に把握できたかによって、執行残になるか、ほかのニーズがあったところにこの予算を回して、同じ交通安全費であれば、別にそこに使ってもいいというふうに思いますけれども、結果としては、信号機が足りないというニーズがたくさんある中で、そういった信号機をつくる予算も含めた予算、それができる予算が1,500万余ったということであれば、できれば、早い時期にそれがわかっているならば、ほかの地域で要望が出ているところに予算を使う、この執行残の分の予算を使うという手法は多分会計法上は何ら問題ないというふうに思いますけれども、それができなかったというのはどういう理由でしょうね。

○木庭交通部長 交通部長でございます。

通常、安全施設整備の中では、確かに、先生おっしゃいますように、執行残が出ますと、極力年度末につまましては、工期が短くて済む分、灯機の更新あたりは非常に短くて工事が済みますので、こういったのを執行残の中で例年どンドン出して、そして安全施設整備費は極力ゼロにするということで、しっかり頑張っているところであります。

ただ、この臨空テクノパーク関係につまましては、臨空テクノパークの整備に伴いまして、その進入路のところに信号機をつけると、第二空港線ですけれども。そういうことで、県のほうから、特別というわけじゃありませんけれども、安全施設の整備の中でも特別な、いわゆるひもつきといいますか、そういう形でいただいたお金でございます。それで、これは早い段階で、臨空テクノパークの工事がなかなか進まない、そういった道路工事がということで一回お返しして、そしてまた、今年度予算として新たにいただいて、そして今年度で整備する予定でございます。

そういうことから、極力、先生がおっしゃったようなことについては努力しておりますけれども、これについては、そういうことで、一回お返しして、また今年度いただいたというところでございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

理由はよくわかりました。それは、この場所まで指定された部分で予算が組んであったということで、流用するわけにはいかない予算だったということよくわかりました。

ただ、全体として、非常にいつも私が問題意識持っているんですけども、交通安全施設、特に信号機等々のニーズが高い状況の中で、予算がどれほど伸びているのかなというのを常に気にしておりますが、執行残が出ると、なかなか予算要求がしにくいという状況もあると思いますので、この執行残が極力出ないようにやっていただきたいことと、それから、交通安全のために、場合によっては人の命にかかわる重大な事故になる可能性がある地域も含めて、もしここに信号機があったらばという話もあるわけでございますので、予算増額については、少なくとも議会は、多分、交通安全、こういった施設費用についてはみんなニーズを把握しているというふうに思いますので、応援団にしっかりなっていきたいというふうに思っておりますので、執行残を出さないように、それからトータルでどの程度のニーズが残っていて、あと、それをちゃんと——もちろんこれは、ここまでやればこれで終わりという話じゃなくて、毎年毎年新しい道ができたり、道路改良がしてくれば新しいニーズは生まれてくるとは思いますけれども、ある程度の大体我々県民のニーズを満たすために必要な予算がどの程度なのかということ、皆さんの側では言いにくいかもしれませんが、皆さんの側が言わないとわからないわけでありまして、そういったものがもし数字としてあれば今お示

しいたきたいと思いますし、なければ、また後ほど教えてもらえればと思います。

○松田三郎委員長 今の数字は、関連聞いからお答えいただけますか。

○安武交通規制課長 数字といいますと、今年度の予算ということでしょうか。

○前川収委員 じゃなくて、これ、予算とはちょっと違うんですね。この程度あれば、いろんな地域、警察署から上がってきている信号機の要望が——済みません、委員長、たくさん来ていると思うんですね。何年も待ってもらって順番待ちで、多分議員の先生たちもみんな苦勞していると思いますけれども、ことし管内では1カ所しかできませんとか、待っているのは10カ所待ってますとか、そういう話があるわけですから、一遍に10カ所全部やれというのはなかなか難しいと思いますが、県警として、どの程度の予算がなければ、やっぱりなかなか住民のニーズには応えられません、その根拠は、これだけ待ってありますという、そういうのがあると、我々も戦略的にもうちょっと予算のほうを頑張るとってこいやという話ができるんですけども、その数字が見えないもんですから、そこをお示しいただければと思ひまして——それがあればですよ、数字があれば。

○松田三郎委員長 まず、どうぞ関連。

○杉浦康治委員 今ちょっとひもつきというふうなお話があったんですけども、こういうケースというのは、間々あるような話でしょうか。この件についてはよく存じておりますし、大変ありがたいなというふうに思っているんですけども、このケース以外にも幾つかこれまでもあったというふうな状況のものなのかどうかというのをちょっと。

○松田三郎委員長 じゃあ、まず部長、課長、どっちかにして。参考までで結構でございます。例えば、年間どれぐらい要望があって、どれぐらい整備できてというのが……。

○木庭交通部長 交通部長でございます。

信号機の要望状況でありますけれども、ちょっと細かい数字は調べておりますけれども、ことしの要望が110カ所ですかね、これは25年度の要望としてで、これは、去年の24年度に各署からそういった要望の調査を行います。夏場にですね、予算編成の前にですね、去年の夏に。そして、ことしの要望として上がったのが110カ所ですか、そのうち本年度で整備しますのが、先ほどの臨空テクノパークの関係も入れまして、13カ所の信号機を新設しております。

ただ、この中では、いわゆる道路の新設とかいう部分が、半数までは、ちょっと済みません、あれですけども、相当数占めております。ですから、全く既存の道路に対して住民の方が長く要望されているところになかなかつけにくいと、つけづらいというところは現実的にございます。なかなかどうしても新しい道路が開通いたしますと、幹線道路開通しますと、やはりそちらのほうを優先してつけなくてははいけませんので、既存の道路で信号機が欲しい、押しボタン信号機が欲しいというところにつきましては、どうしてもすぐには要望にお応えできないと。

そういったところで、一生懸命予算も節約して使いますし、また、いろんな補正予算につきましてもお願いしているところでありますので、しっかりまたそういうことも頑張らして、県民の方の要望に少しでも応えていきたいと思っております。

○前川収委員 県は、県民の幸福量の増大のために、県知事以下皆さんで頑張っていらっ

しゃって、安心、安全というのは、やっぱりその基本をなすものでありますので、地域住民の中から、結果として、新設道路も含めてでしょうけれども、110カ所のニーズがあって、そのニーズが全て科学的に信号で対応できるのか、ほかの方法がいいのか、それぞれ中身はあるかもしれません。しかし、少なくとも110カ所のニーズがあるのに13カ所しかできなかったというのは、安心、安全、豊かな熊本、県民の生活なんて、それはうそじゃないかと言われてしまいます。

私、さっき言ったんですけれども、これは非常に人の命にかかわる重大な課題を抱えた部分だと思っていて、ぜひ委員長、これは、我が委員会の中で、委員長報告の中で、次年度以降、こういった施設整備費についてはしっかり内容を把握して、県民のニーズに応えられるような予算にしてもらいたいというのを決算委員会の中で申し述べていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○松田三郎委員長 わかりました。

杉浦委員の分は……。

○木庭交通部長 正確なところはあれですけども、基本的に交通安全整備費というのは、一応予定箇所はお願いしまして、県のほうで予算いただきますけれども、やっぱり予定箇所なども変更になることがあります。そのときは別の箇所に振りかえるということで対応させております。ですから、こういったテクノのような形のやつは、ここ数年は全くなかったというふうに認識しております、こういういわゆる別枠としていただいた予算はですね。

以上です。

○杉浦康治委員 わかりました。私もこの件

については何度かちょっとお願いをしたことがあって、新設の道路ということになると、そう県下であちこちあるという話ではないんですけれども、あらかじめわかっていると、なおかつ、幹線の道路との交差点ということについては、もうお話があったとおり、最初からなかとちょっとあんべい悪かろうというような状況が間々あるということなので、できれば、わかっていることであれば、そういうふうな形で、ここよというような箇所指定をやれんもんですかねというお話をしたとき、なかなか難しいですという御回答だったんですけれども、こういうケースとしてあるのであれば、かなり重要な交差点に関しては、そういうふうな措置というのは、警察だけじゃなくて、土木部のほうも絡んでくる問題ではあるんですけれども、あらかじめやっぱり措置をします。お話があったような、ひもつきというような状態にしておくということもひとつ考えていくような方策ではないかなというふうに思いますので、ちょっと要望で結構です。

○松田三郎委員長 先ほど前川委員の御指摘というのを、実は常任委員会でもたびたび議論になるところでございまして、そのとき一課長じゃない、歴代の交通規制課長にお伺いすると、確かに、おっしゃるに、新設の道路はどうしても優先順位、まずつけなければいけないと。予算を用意しておっても、大分そっちのほうに持っていかれる、持っていかれるという表現あれですけども、まずそっちを整備しなければいけない、なおかつ、多分110というのは、抑え目などいいますか、潜在的な要望含めると、この2倍、3倍になるのかもしれませんが、安全かつ円滑、必ずそうおっしゃるんですね。

確かに、ここに信号機をつければ事故は減るかもしれないけれども、渋滞が今の2倍、3倍にもなってしまう、安全で、なおかつ、

その交通の円滑というものを考えなければならぬということ、それこそ事故が多いところは優先順位高いのかもしれませんが、別の視点も必要ですよという話は、なかなか住民の方はお願いする一方で、うちんとはあそこを頼んどつとに、いつになったらでくつとやろかというのが、なかなかフィードバックというのか、今こういう事情でできませんとかいうのが、もし可能ならば、各警察署のほうから一言何か説明していただくならば、ある程度待っているかいはあるといえますか、いつごろまで待っとけば——確かに、うちあたり郡部でございますので、車の交通量とか、事故の件数を基準にされると、なかなか優先順位が上がらないと。要望は多くても実現するのが、ただでさえ1割ぐらいでしょうから、ぜひ、前川委員御指摘のように、遠慮なく吸い上がってきた総数というものをまず確定してもらって、その中でどれぐらい整備できるか、ということは、どれぐらい補助と単県を合わせて、満額というわけには、一挙にというわけにはいかないかもしれませんが、もちろん実現したらまた翌年別の要望も出てくるわけでしょうから、一挙に減ることはないとは思いますが、こればかりは警察、そして我々議会も一緒になって取り組むべき——取り組んでいただいておりますけれども、さらに強力的に取り組むべきテーマではないかと思っておりますので、遠慮なくどんどん——110と言いつつとが、今度は200になりました、300になりましたと、こういうのは結構だと思いますので、お互い何か実現する方向で取り組んでいければと思いますので、いろいろな御協力をお願いしたいと思います。

○牧野会計課長 予算の関係が出ましたものですから、これはあくまでも参考でございますけれども、平成12年度以降、熊本県の財政健全化計画、あるいは熊本県の財政再建戦略

等に基づきまして、毎年シーリングがかかります。警察予算の総額も、平成12年度をピークに減少しているところでございます。

とりわけ投資的経費につきましては、平成12年度以降、対前年比で3%から、ないしは20%のマイナスシーリングが示されております。この影響で、交通安全施設等の整備も大きく減額されてきているところでございます。

ちなみに、平成25年度と平成12年度の予算を比較してみますと7億992万円、7億余りでございますけれども、が減額になっていると。ちなみに、今年度につきましては10億6,327万2,000円を当初予算化したと。また、6月補正につきましては、いわゆる元気基金を活用させていただきまして、交通安全施設2億9,000万円余りを補正予算でいただいたというところでございます。

○松田三郎委員長 じゃあこれ、16ページ、24年度が大体9億3,000万ぐらいだったということですかね。

ちなみに、私何回か聞いたことで忘れてましたけれども、1基といいますか、信号機を新設するのに結構かかるとるですもんね。いろいろ種類はあるんでしょうけれども、平均して大体どのくらいかかるもんですか。

○安武交通規制課長 押しボタン式から大交差点の大きな信号まで、300万円から800万円ぐらいの間だったと思っておりますけれども。

○松田三郎委員長 なら、1基ですか、それが4つとか5つ。

○安武交通規制課長 1基といいますと、1カ所ですね、1交差点の信号機。

○松田三郎委員長 えっ、300万から800万。

○安武交通規制課長 はい。

○松田三郎委員長 9億、10億あるなら…
…。

○西郷警察本部長 信号機のことについて補足的に説明をさせていただきたいと思うんですが、信号機の新設が今御議論になっておりますが、これ以外に既存の信号機が2,700カ所ぐらいございまして、これは19年ぐらいをめどで更新をしなければならない状況があります。そういう中で、安定的に古くならないように更新をしていくためには、大体年間に150基ぐらいの更新が必要でありまして、この更新をしながら、新たな、必要な信号機を設置していくということを今やっているというのが現状でございます。

そういう中で、現状、ほかの標識を更新したり、新たに立てたり、表示を塗りかえたりと、横断道路を塗りかえたりとか、そういうものも全部含めて10億程度の予算が年間にかかっているということでありまして、一つ新設もあるわけなんですけれども、この更新について、やっぱり安定的にやっていかなければいけないというのが県警の一つの課題といえますか、今やっていることでございます。

○松田三郎委員長 わかりました。

○西郷警察本部長 そういう中で、新設についても、しっかりと必要性を見きわめて設置をしていきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員長 既にある信号機の更新もあるでしょうし、おっしゃったように。信号機以外の標識なんかもあるわけでしょうから、等というのはですね。

○小杉直委員 関連してよかですか。お聞き

しておりますと、前川委員初め、しっかり激励というですか、応援の発言だったと思いますが、会計課長がきちんとした答弁されましたが、私は、交通のほうは詳しくなかけん、再度お尋ねしますが、この財源は、国費、県費、どぎゃんふうな配分になっとつとですかな。

○牧野会計課長 国費の補助対象になりますのが、全ての信号機等の改修、あるいは新設に伴うて全て国費がつくというわけではございません。

国費がつくという限りには、やはり警察庁、国の方針に従った交通施設の整備、例えばゾーン30、いわゆるここからここまでは30キロ以内で走りなさいという、ゾーン30といまして、いわゆる30キロ規制という制度がございます。こういったゾーン30内であることとか、あるいは通学路対策であることとか、あるいはいわゆる老朽化対策、もういわゆるさびてしまって倒れるかもしれませんよというようなのを早急に取りかえるといった、ある程度の条件のもとにその国庫補助がつくというような、いわゆる、ざっくりでございますけれども、そういう条件がついて補助制度というのが運用されるということになります。

○小杉直委員 大体ざっくり毎年国費が何割で県費が何割程度ですか、ざっと、ざっくりで。

いいです。なら、関連して、また質問よろございますか。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○小杉直委員 さっき警察予算がずっと減ってきてるでしょう。例えば7億減ったという話があったですたいね。信号機についてしっかり取り組むべきだという意見の中で、信号

機の前算も減つとるわけでしょう。今後の課題の中で、信号機等の設置の前算をふやした場合に、警察全体の前算がどっかで削らるっという懸念はありませんかな。

○黒岩警務部長 今の御質問には、なかなかぱっという答えはありませんが、まさに、限られた財政の中で限られた前算を組み、限られた執行をしていくということはやっぱり避けられないということがありますので、その分中で、我々が警察として、いかに優先的に、どこに配分をしていくかということを経済当局と交渉をし、その結果を得ていくということになるかと思ひます。

御懸念の話が全くないということではないというふうには理解をしております。

○小杉直委員 なら、警務部長に要望しときますけれども、委員長とか、前川委員たちからの発言に沿って考えた場合に、万が一信号機の前算をふやすことによって警察全体の前算が削らるっということなら非常に問題ですから、やっぱりせつかくの意見ですから、警察全体の前算はきちんと確保しながら、信号機の前算は前算なりで独立して、また前算をもらうというふうな形でしていただくかぬといひないと思ひますので、その点なしっかり考へて、遠慮のない、やっぱり委員長等に対する協賛をしていただきたいというふうには要望しときます。

○森浩二副委員長 市町村が道路改良なんかで交差点改良したとき、市町村がつくって県警に委託するということはでくつとですか、管理してもらうというのは。

○安武交通規制課長 市町村から費用を出していただくということはしておりません。県警の前算で、安全施設費で信号機をつけております。

○森浩二副委員長 いや、だけん、いつまででんでけんけん、もう市町村がつくるけん、あと管理をしてくれと言われたらどぎゃんなつとですか。

○安武交通規制課長 それはやっております。

○松田三郎委員長 同じような話が以前出まして、そぎゃんうちは順番待たんばんなら、お金を出すけんつくつとくたせと言つたときに、できませんという話で、そのできない根拠は何か法律かなんかあるんですかと以前調べていただいたですね。そしたら、どうも何かあるようなないような話で終わつてしまつたんですけれども、今やつていないという話と、これが、制度上、法律上できないというのかというのがわかればちよつと教えていただきたい。

○安武交通規制課長 設置の基準につきましては、法律じゃなくて、警察庁のほうの一応基準というのがありますして、それに適合するかどうかという判断は担当のほうでやっておりますけれども、その法律的なものはちよつと——できない理由ですけれども、これはちよつと調べてみないとわかりません、その点は。

○松田三郎委員長 その前に、小杉委員の補助と単県の割合というのは、課長、わかりますか。

○安武交通規制課長 先ほどの国費と県の割合ということですがけれども、大体10億だとしますと6億と4億、大体6・4ですね。

○松田三郎委員長 6が……。

○安武交通規制課長 6が国です。

○松田三郎委員長 補助。

○安武交通規制課長 はい。

○小杉直委員 なら、その6億、6割にしてもいろんな条件がつくわけですね。だから、その条件をクリアせぬと、その6割ぐらいももらえないという現状があるわけですね。わかりました。

○松田三郎委員長 ちなみに、負担割合は、その場合県はどれぐらいですか。この繰り越しなんかにもありましたけれども、補助事業の場合の、信号設置の。

○牧野会計課長 今交通規制のほうから説明がありましたとおり、平成25年度の当初予算に占めますところの交通安全施設等の整備費、これについては、補助事業で6億2,132万2,000円、それから単独事業では4億4,195万、トータルしまして10億6,300万ほどになります。

先ほど言いました交通安全施設等整備の補助事業6億2,000万ですけれども、このうちの半分、おおむね半分が国庫補助ということになります。

○前川収委員 また問題を蒸し返して申しわけないんですけれども、以前も、これだけニーズが高いんだったら——もちろん事業主体は県警でなければならないと思いますが、事業主体というのは信号機設置の事業主体を、で、負担金的な雰囲気です市町村がもし出していれば県警も助かるしという話を前して、制度上できないんですかという話をしたら、なかなか難しいという話でした。

ただ、今お話があったとおり、もしそれが制度上できるという話であれば、やっぱり基

礎自治体というのは、住民の安全、安心については最も基本的な責任を負うわけでありまして、市町村道もありますね。それから、県道等を改良するとかという話だって地域のニーズから生まれてきている、市町村が絡まない話はないんですよ。本当は、市町村道は市町村の道路管理者が信号機の設置義務を負えということも言ってもいいんじゃないかと、県道だったら県が道路管理者ですから信号機の設置義務は県が負うべきだ、県行政がですよ、警察じゃなくて。国道だったら国交省がきちっと信号機の設置義務を負うべきだというふうな話を、私は基本的には思っているんですけれども、それがもう今さらという話でしょうけれども、縦割りでなかなか難しい話になって、警察庁、それから県警という話になっていまして、道路計画と信号機の計画の予算がリンクせずに、やっぱり一方的な話だけで進んでしまう。だから、新設道路にはつけざるを得ないけれども、その新設道路予算だけで、なかなか古い道でもニーズがあつてつけるというところには回らないというのは、そういった縦割りで、なかなか連携とれていないという部分が、基本的な、最も根幹的な問題じゃないかなと思っていまして、ただそれは、市町村が、800万仮にかかるとして300万出しますよという話は私は逆にありがたい話だと思っていまして、出す出さないというのは、結構市町村、住民ニーズの高さによって市町村がちゃんと平等に判断できると思うんですね。

うちは、やっぱり何としてもあそこは早くつくってもらわないと、住民の安心、安全、通学路だということであれば、やっぱり市町村の単費を出してでもつくってくれというのは、私は多分市町村は理解いただけるというふうに思いますので、そういった手法が熊本型で全国にないとか、前例がないとかということじゃなくて、法令がだめだと言われれば法律変えるしかないんでしょうけれども、

そうじゃないのであれば、もう一回検討してもらえ余地はあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これは要望でございますけれども、御検討いただければと思います。

○西郷警察本部長 ありがとうございます。

県警といたしましても、通常の予算以外に特別枠の予算でありますとか、ことしでありますと、元気基金をいただいて新設の信号機も含めて措置をしていただいております、そういう努力はいろいろやっております。

ただ、市町村から予算をいただいて設置をするというところまでは、現時点では行ってはおりませんが、御指摘の点については、以前も検討したということではあるようですが、もう一回再度しっかりと検討してみたいというふうに思います。

○松田三郎委員長 先ほど小杉委員の御心配もあったように、ちゃんと別枠で確保できるならば、ほかの予算に影響はないわけでしょうし、加えて、さっきのように、いつまでたってもうちあたりは多分優先度は下のほうというなら、これはどうしても客観的条件を考えていくと、上がらないというところもあるんだと思います。上がらないけれども、あるいはお金の足らぬと言われたときに、お金出すけんしてくださいと、確かに、杉浦委員おっしゃったように、当時は、会計法かなんかで、管理する者が設置しなければならぬと。費用負担の云々までは多分細かくは書いてなかったと思いますので、前川委員御指摘のように、明らかに明文でだめだとされているのでないならば、何か解釈でどうにかできるんだしたら、そういうスキームをちょっと考えていただいて、本部長のもとに方向性だけ出していただければ、よりもっと機動的に進められるかなという御要望だと思いますので、御検討よろしくお願ひします。

○小杉直委員 どのように済みませんばってん、交通部長と規制課長にちょっとお願いというかですな、私もちょくちょく信号機の設置の要望受けるわけですよ。現在、2つ受けております。現場は、熊本市内のある場所、3号線に伴う三差路ですが、素人で見ても、ここに信号機つけば、近くの信号機があるもんですから非常に渋滞する、それから、三差路の、こっちから来る人は信号機が要するというふうな要望があるけれども、こっちの幹線道路から見ると、これは少し曲がってきたところから来るから、非常にスピードを出す場所だから交通事故の懸念がされるというふうなことで、やっぱり委員長がおっしゃったことに関連するわけですが、本部長初め、既存の信号類、新設の信号類の設置について、優先順位ですたいな、だけん、それぞれの署が、こういう要望があっても、こういう事情だからここはちょっと難しいですよとか、いろんな事情でまだ先になりますとか、いろいろあるでしょうけれども、なるべく、そういう信号機つけることによってよしあしもありますから、そういう説明を関係者に引き続きしていただくように要望しておきますね。

○松田三郎委員長 私は、くどいようで、もう1つ要望しておきますが、さっき御説明あったように、各警察署からもちろん上がってくるんだと思います。住民の方あるいは市町村も、最初は管轄の警察署にお願いに行かれると思います。中には、これはやっぱりどうしても難しかですばいと、その時点で断られる方とか、あるいはうちん署ばっかりこぎゃん上げちゃいかぬけん、これ、選んでから上げようかというのが、もちろんあっているという確信ありませんけれども、ないとも限らない。だから、ぜひ関係の課長、部長は、そういう気兼ねなく、どんどん上げなさいという雰囲気、まずはこの本部のほうに上がつ

てこぬと、我々も、言うたのが本当、上がったとつかどうかでありますので、まずは、きちっと受けたものはそのまま上げてくださいという雰囲気は警察署と本部のほうでつくっていただきたいということも要望しておきます。

○木庭交通部長 確かに、そのとおりの要望承りました。

現状、ちょっと説明させていただきますと、先ほど申しましたように、前の年に要望を把握するわけですが、各署に対しては、小杉先生がおっしゃったように、非常に近過ぎて、やはり基準がありますので、前後の信号機と灯機を見間違ったらいけませんので、そういうつけられない、つけば逆に危険な場合、あるいはつけば逆に渋滞が悪化するというふうな場合を除いて、警察署に対しては、交通量が少なくても、できるだけ住民の方の要望を踏まえて、そこに明らかに信号機をつけることが不適當であれば、それは別ですが、その現場で説明して、交通量が少なくてもつけたほうが事故防止に寄与すると思われるようなところについては積極的に本部側に上げてくださいということで、各署のほうの指導を行っております。

署のほうは、やはり署で、何と申しますか、門前払いにすることなく、本部で一括して把握して、そして県下全体の中で、そして優先順位を判断するためにも、できるだけ積極的に上げてくださいということで、各署に対する指導を行っております。

今後とも、またそういった形でしっかり指導して、そして県下の全てのそういったところを把握しました上で、県下全体の立場から、優先順位をつけて設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○杉浦康治委員 15ページに重要備品購入費の執行残というのがある気になりますので確認だけさせていただきたいんですけども、装備品で、それぞれ災害関係の装備品とか、あるいは事件関係の装備品とか、いろいろあるかと思うんですが、そういったものについて、大体熊本県警として、こういったものが、こういうレベルのものがこれだけ必要だよというようなものがあるとするならば、それに対する充足率というようなものが数字で何か出ているのであれば、ちょっと教えていただければと思いますけれども。

○黒岩警務部長 装備の今充足率というお話がありましたけれども、基本的には、充足率、我々として必要な装備を必要なときに必要な要求をさせていただくと。例えば、それも段階的に2カ年で整備しようとか、そういう形で、それが済めば、一応我々としては基準が満たせるのではないかという形で整備をしてきております。充足率という意味では、形としては達成する形でやっていると。ただ、全体として、先ほど言いましたように、じゃあ全てのニーズをそのときに一度にできるかという、それは先ほど言ったとおりの話で、優先順位をつけていきますので、これが終われば、次にこうしていこうというふうな形で整備をしているということになります。

○杉浦康治委員 県警として、例えば災害用の備品については、せんだっての阿蘇の水害とかも含めた上で、こういうふうなものがこれだけ要るよというようなものというのは、目標値としてはないけれども、今は足りているよ。何かまた別に足りなくなったというふうなことが生じたときには、それはそのとき考えますというようなお話というふうに理解していいんですかね。まあまあ、事件、災

害両方ですね。

○黒岩警務部長 長期スパンで、何年か計画を立てて、そういう形で整備していくというふうに考えるものはございます。その反面、今回に、例えば災害が起きたという話であれば、緊急に足りないものが出てくるだろうという形で、そこを緊急に整備すると。そうすると、そちらの長い整備をしつつ、それは、そういう意味では、充足率は10年ですと、1年間で、10年にすれば1割ずつという形になるのかもしれませんが、そういう整備の仕方もありますし、まさにそこで必要な部分について緊急に2カ年で全部我々目標すると。

ただ、しかし、今言っている話で、それが全てとして、100%なのかという話は、少し今言ったみたいな限られた中で考える中での充足率というふうに理解していただければ、まだまだ欲しい、ただそれは、効率と金額等という形の見合いの中で行われるもので、ただ、先ほど言いましたように、緊急に必要なもの、災害でありますとか、そういう形で人命に直ちに影響するようなものについては、今回の阿蘇の災害でも緊急に整備をして、それを2カ年で今回形として整備していただいているということになります。

それと、執行残というのは、基本的には御理解をいただければと思うんですが、予定数を下回って買っているわけではなくて、予定数どおりに契約をする中で、競争性の原理の中で、見込みよりも安く同じ数のものが入られたということで余っているという形で御理解をいただければというふうに思います。

○杉浦康治委員 大体お話としては理解できるんですけども、こういう世界、こういう装備品というのが、今現状考えると、あるいは将来を見据えた上で、なくちゃいけないよねというようなものがあって、それに対して

常に予算要求というか、そういうものが発生するほうがいいのかなど。ここで、数の問題については十分だというふうなお話だったんですけども、であるならば、残ったもので、こういうところのここまでは、じゃあやってみましょうとか、余ったものでここまですりましょうとかいうふうな、手の打ちようというか、考えようとかいうようなものもあると思いますので、できれば、何かこういうふうな装備が熊本県警にはなくちゃいけないよというような理想形というのはあったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったもんですから、ちょっと御質問させていただきました。

○黒岩警務部長 私の説明がうまくできていないのかもしれませんが、基本的には、先ほど言いましたように、こういう装備は今現時点で必要であるとか、こういうものが必要だと、それをどのように整備していこうかと。緊急度に応じて、1年で整備したいというものもございまして、10年計画で整備したいということで、常に、委員がおっしゃられるような、県警としてあるべき装備、そういうものについては、検討した中で、どういう形でこの予算を要求し、執行していこうかということを考えているということで御理解をいただければと思います。

少し言葉足らずで申しわけありませんでした。

○杉浦康治委員 わかりました。

よく自衛隊の場合には、装備計画みたいなものできちっと策定されているものがあるじゃないですか。そういうレベルのものがあったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったもんですから、もうこれで構いません。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 3ページですけれども、自動車運転免許証の交付手数料というのが7億7,000万とされていますけれども、その件数が32万3,000件というのは、これは更新も含めたものですかね。

それと、実は更新時手数料というのが2億900万と、高齢者講習手数料というのが同じように2億900万とありますけれども、こういった高齢者の方の事故は非常に最近目立つようになってきて、これから団塊の世代、私たち先輩の方ですけれども、が高齢者に入ってくると、そして間もなく70歳を迎えられるということから考えて、ここ4～5年先までのこういった——免許証を返上される方もおられますけれども、そういった高齢者の方の割合がふえてくる、そしてその更新も多分ふえてくるだろうと思いますけれども、そこあたりの見通しというのは何かされていますか。

○松田三郎委員長 見通しというのは、件数がふえる減るとか、手数料がふえる減る…。

○磯田毅委員 そうですね、高齢者対策という一つの大きなこれから先の交通政策の柱になってくると思いますけれども、そういった高齢者の割合がふえてくる中でのそういった見通しですね。これから先、例えば、32万数千件のうちの3万7,000件が——高齢者の講習手数料が3万7,790件となつとるんですね。こういったものの割合はふえてくるのかと、そういう見通しあるのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○木庭交通部長 3ページの自動車運転免許証交付手数料、これは、いわゆる更新、あるいは新規の際の免許証を作成して交付する、そういった費用が必要であります。その手数料等を指していると。

それから、5ページの更新時講習手数料、これは、更新に当たりましては、一般の方であれば、30分から2時間の講習を受けていただくその講習の手数料です。その下は、先ほど申しましたように、高齢者、いわゆる70歳以上の方が免許更新する場合には、まず高齢者講習というのを受けていただく、この手数料でございます。

磯田先生御指摘のとおり、やはり高齢運転者、年々増加していると、65歳以上ですね。状況の中で当然こういった高齢者講習の受講者の方はふえてくるということで、これは、先ほど申しましたけれども、いわゆる自動車教習所、自動車学校、こちらのほうでやっていたいております。そういったところでのやはり体制の整備あたりもお願いしてますし、また、受講期間が、以前でありますと、誕生日を挟んで3カ月でした。高齢者の方ですね。これが、期日は忘れましたが、今は、誕生日を挟んで6カ月間は受けられることができます。自動車学校につきましては、御承知のとおり、やはり繁忙期というのがございます。特に春先、非常に新規免許の方が多くなって、高齢者講習に手が回らないという時期もありますので、そういったことで、そういった受講期間も、これは国のほうの制度が変わって長くなっております。

また、必要でありますならば、そういったことで受け入れ体制も、また本県独自、あるいは警察庁あたりに要望して、しっかり対応していかなければならないと考えております。

また、高齢の運転者の方につきまして、ほかにもいろんな形で、安全教育とか、あるいは運転免許の自主返納あたりも積極的にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 認知機能検査手数料というのが1,700万ほどありますけれども、件数とし

て2万7,000件という、こういった数の見通しというか、予想というのはされていますかということなんですけれども、なかなか難しいですけれども、そこは。ただ、ふえてくるのは確実ですよ。

○木庭交通部長 済みません、数的にきちっとしたシミュレーションをやっているということではございません。ただ、高齢運転者の増加、ちょっと手元にありませんけれども…。

○磯田毅委員 免許証の取得者に対する高齢者の割合というのは、年々どれくらいずつふえていますか。

○木庭交通部長 今現在、いわゆる人口における高齢化率が26%ぐらいであります。それを若干下回るぐらいの現運転免許人口に対する高齢者の運転免許人口というのはあるのではないかと考えます。高齢運転者の増加も、年々これは確かにふえております。

○西郷警察本部長 今御質問のあった運転免許取得者に対する65歳以上の人数については、後ほどしっかりと調べてお答えいたします。

○磯田毅委員 わかりました。

○木庭交通部長 今資料がありましたので、ちょっと資料を紹介させていただきます。

これは、24年12月末、去年の12月末の数字でありますけれども、県内の運転免許保有者数は119万4,600人余りでありまして、その中で65歳以上の方で運転免許を持っておられる方は23万2,764人、率にしますと19.5%というような状況であります。

ちなみに、平成15年は16万926人でありまして、この間、相当高齢者の運転免許保有

者も45%ぐらいふえているというふうな状況でございます。

○磯田毅委員 できれば、事故率あたりも含めた資料をいただければ……。

○松田三郎委員長 じゃあ、後ほど……。

○山口ゆたか委員 主要な施策の成果の中の数字からちょっと質問させてください。

これが160ページに書いてあるんですが、相談等への対応ということで、迅速、そしてまた、確実、組織的に対応しようということで皆さんも一生懸命頑張っているところかなと思いますけれども、平成24年度の相談件数が2万6,970件と、前年比でいうと649件になっております。これを365日、1日当たりで割ると、大体1日で73件の相談が寄せられるというところかなと思います。

そういった中で、皆さんも、警察安全相談員を県警本部に1人、そしてまた、関係警察署に14人配置されておるとことでありますけれども、そうですね、東京で起きたストーカー行為の後の殺人事件等々を考えると、この県警の皆さんも今後の対処を考えられるところかなと思いますけれども、我々単純にこの相談件数から見て、やはり何かその体制が十分であるのか——それはもう組織的に全体で警察署、本部も含めて対応されるのかなと思っておりますが、そういった中でも何かこの人数で大丈夫だろうかというのを心配しますけれども、現状等、わかる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○黒岩警務部長 生安部長からお話あると思いますけれども、先に、その体制の話で、14人との数の話は、これは、非常勤職員として14人を雇用しているというものでございます。警察官、警察署職員というものは入っていない、非常勤職員として14人を全県下に配

置をさせていただいているということでございまして、これが警察安全の相談を全てしているということではないというふうに理解をいただければ……。

そのほかは、生安部長からお話があると思いますので、よろしくお願ひします。

○浦次生活安全部長 委員のお尋ねの相談員の関係でございまして。これは、警察のOBが配置されておられるわけですが、相談を受ける係は、警察署でいますと生活安全係といたしまして、専ら警察相談を受けるために配置されている警察官、兼務をしている警察官、さまざまでございます。

それで足りているかという質問なんです、的確に、問題がないように現在のところその陣容で対応しているところでございます。

○山口ゆたか委員 私も報道でしかわかりませんので、東京の事例をちょっと考えてみますと、警察に相談して、警察が対処した後に殺人が起こってしまったなんていうこともあつりますので、その対処の難しさというのは県警も頭を抱えられるところかなと思いますけれども、今非常勤で経験もあられる方が配置されておるとは思いますが、普通、ちょっと相談というところで考えてみると、情報の共有が、情報のつながりがどうやっ行われているか、例えば、相談者というのは、なかなか一番最初に相談した人にもう説明しとるから、それは理解していただいとるだろうというような錯覚に陥ることが多々あると思うんですよね。

そういったことも、例えば車の保険の相談、保険で事故を起こしてしまうと、すぐもう情報も的確に残っていて、瞬時にその答えができるような状況ができていますけれども、相談というのもこうやっ考えると、大変体制としてはしっかりとしたものをつくっ

ておいたほうがいいのかと思いますので、今後まだまだ——でき得れば件数が減ってくれるほうが一番いいんですが、ふえそうなことも考えられますし、相談体制についても、もう一回再考いただければということをお願いして、終わります。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

次回の第5回委員会は、10月21日月曜日午前10時に開会し、午前に商工観光労働部の審査を行い、午後から農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れでございました。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長